

(様式第1号)

指摘事項に係る措置状況報告書及び事務改善状況報告書

産業部 農水振興課

監査期間 令和 3年 4月 1日から
令和 3年11月30日まで

指摘事項	措置状況	検証結果
ア 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に基づく随意契約における西尾市契約規則で定められた公表について、公表していない事項があった。	未入力であった契約締結日と履行期限を入力し、公表されるようにしました。今後は事務に関わる担当者は契約事務を理解し適正に処理します。	

- (注) 1 「指摘事項」の欄は、「定例監査の結果」の「4 監査の結果」に記載された各課の指摘事項を転記してください。
- 2 「措置状況」の欄は、措置の内容を記載するとともに、措置年月日が特定できるものについては、その日付を記載してください。また、措置の内容については抽象的な表現は避け、具体的な措置の内容及び再発防止策を記載してください。
- 3 「検証結果」の欄は、措置状況報告書が提出された4～6ヶ月後に監査委員事務局より改善状況報告の依頼をします。措置状況報告後の業務において、定例監査で指摘された事項についてミスの再発防止がされていたかを検証し、その状況を記載してください。